

日精協発第 25138 号
令和 8 年 3 月 27 日

厚生労働省医政局長
森 光 敬 子 様

公益社団法人 日本精神科病院協会
会 長 山 崎 學



大規模地震時医療活動訓練の国費支弁に関する要望について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より災害派遣精神医療チーム（DPAT）の活動に多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、大規模地震時医療活動訓練における国費支弁の対象範囲につきまして、貴局より DMAT の運用に準じた見直しの示唆をいただいたところですが、令和 7 年度訓練におきましては、これまでの実績を考慮し、従前通りの対象範囲を維持していただきましたことに深く感謝申し上げます。

しかしながら、令和 8 年度以降、国費支弁の対象が「DPAT 登録機関」所属者に限定された場合、特に被災自治体本部等で中核を担う DPAT インストラクター・プレインストラクターの約 3 割近くが対象外となる見込みです。

このような専門性の高い人材が訓練機会を喪失することは、個人の技能低下に留まらず、災害時における精神保健医療活動全体の質を低下させ、ひいては迅速かつ適切な支援体制の構築を困難にする深刻なリスクを孕んでおります。

つきましては、災害時における国民の精神保健医療を守る活動基盤を維持するため、下記事項について格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

訓練に参加する DPAT のコントローラー及びプレーヤーについて、令和 8 年度以降も引き続き、令和 7 年度と同様の国費支弁の措置を講じること。

以上